

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 23 (99. 2. 21)

事務局 TEL 0584-78-4119
大垣市本町2-27 FAX 0584-82-4119

3月 いよいよ「徳山ダム裁判」立ち上げです!

<I 違法支出・住民訴訟>

岐阜県監査委員会、監査請求を門前払い→3月1日提訴へ

2月9日、岐阜県監査委員会は、私たちの監査請求（「徳山ダム工業用水道水源費負担金」が一般会計から公団へ直接支出されている。岐阜県の工業用水道には将来にわたって需要は存在しないので、これは一般会計から企業会計への繰り入れを原則的に禁じている地方財政法に違反する）も対して「要件不備」（「その行為の違法性・不当性が、個別、具体的に摘示されなければならない」）を理由に、内容を検討することなく却下しました。監査委員会に期待をしてたわけではありませんが、愛知県・三重県の長良川河口堰の工業用水違法支出の監査請求では、意見陳述の機会を設けるところまではやりました。岐阜県では一層高圧的、かつ問題隠しの姿勢が目立ちます。

3月1日（月）午前10時に、43名の原告をもって岐阜地裁に提訴します。被告は「岐阜県知事・出納長及び個人としての梶原拓」です。

提訴後、報告集会を行います。お近くの方、是非おいで下さい。

徳山ダム、一体何が問題なの？

学者・弁護士の方に、わかりやすく語っていただきます。
お気軽にご参加下さい。

3.14 ストップ! 徳山ダム 原告団発足集会

とき：3月14日（日）午後2時から4時30分

ところ：大垣市スイトピアセンター 第2学習室

主催：徳山ダム建設中止を求める会/国際河川ネットワーク・西濃

<国際反ダム行動デー>のこの日、弁護士・学者の方に徳山ダムの問題点と「2つの徳山ダム裁判」の持つ意味を語って頂き、原告並びに裁判サポート体制を報告します

集会後に交流会 5時より7時 会費3000円

交流会参加ご希望の方は、3月10日までに事務局にご一報下さい。

<II 事業認定処分・行政訴訟>

3月14日の集会後（3月中旬）に提訴へ

（3ページへ続く）

住民ら「無駄に歯止めを」

全国的問題、と訴え

1/7 朝日



監査請求のため、原監査委員会事務局を訪れた「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーら＝岡山で

工業用水の需要がないのに、県が徳山ダム（岡山県）の負担金を水資源開発公団に払い続けているのは無駄だと、県に住民監査請求をした市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）は6日、請求の後で記者会見し、「無駄なダム建設に歯止めをかけるには」と口を揃えた。県は、工業用水について徳山ダムに再稼働するまでの水利権を持ち、既設の岩倉ダム（倉敷市）に毎秒5万の水利権を持っているが、これも岩倉ダムはほとんど使われていない。

岩倉ダムの工業用水利用一斉で給水を始める予定の10月には、現在のとこ可成り工業用水道計画がある。岡山県東部市や坂田町、水利用のうち、使われるのは毎秒0・一七三に過ぎない。

また、昨年十二月に名古屋高裁で原告が勝訴された長良川河口堰建設中止の訴訟の元被告で、今回三十一人の請求の一人となった村瀬豊一さんは「借財になることを承知で支出命令を出している県の中心人物は知事。だから、個人としての知事に対する賠償を求めたい。無駄なダム建設の暴走に歯止めをかける」と話した。

工業用水は水道水などと違って、使う相手が企業に限定されているため、地方公営企業法の定めで企業に給水して得た収益で経費することになっている。企業に負担をかけることがない、県が負担を担うことになる。県水資源課によると、可成り工業用水道計画以外に岩倉、徳山両ダムとも、現時点で使っていない具体的な工業用水の利用計画はない。両ダムの水利権の活用見直しについて同課は、「長期的な将来のためのもの」とだけ説明している。

「求める会」の代理人として記者会見した岡正史弁護士は「水道が破産する時代にきている。自己資金を持たずに財政投融資から借り入れ、ダムをどんどん建設して、自治体に返還させる水資源開発公団の体制が、こういう事態を招いている。全国の自治体の財政構造に直結した共通の問題だ」と話した。

イヌワシ、クマタカ生息に配慮 徳山ダム 工法変更

振動、騒音減らす

国道104号橋、トンネル増設

3/6 朝日

水負担金返還 求め監査請求

徳山ダム反対派

土地収用法に基づく事業に認定された国内最大級の徳山ダム（揖斐郡藤橋町）建設工事が、周辺に生息する国の天然記念物のイヌワシと、絶滅の恐れがあるクマタカの生息環境に影響を及ぼす可能性があることから、事業主体の水資源開発公団が工事方法や国道104号橋などの変更を求めたことが十五日、関係者の話で明らかになった。日本自然保護協会によると、一九九六年に環境庁がワシ・タカ類の保護指針を示してからダム事業で工法などの変更を決めたのは初めてという。しかし生息環境への影響は残る。ことから、ワシ・タカ類保護を訴え同ダム建設に反対する市民グループの反発は続きそうだった。（関連記事27面に）

イヌワシとクマタカともに日本を代表する大型猛禽類で、山岳地帯に生息するササギなどの小動物を捕食、生息地の頂部に立つノスワンは北半球に広く分布しているが、国内では開発などのため生息数が激減し、現在は推定で四百羽程度、国の天然記念物に指定されている。クマタカは主に本州全域で見られるが、個体数は推定八百一十羽、環境庁のレッドデータブックで「希少な絶滅の恐れがある」絶滅危惧種に指定されている。徳山ダムも同国内希少な繁殖地。

徳山ダム建設が進んでいる徳山ダムに反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）のメンバー十二人が十五日、県が昨年度までに支払ってきた工業用水の負担金約八十四億円の返還を知らしめて監査請求をした。同じ内容で別のメンバーら三十一人が出た監査請求案が十八日に県庁下され、同会は二回の監査請求を県庁に提出した。三月三日、県は地裁に建設費返還を求めず、また住民監査請求の後に、建設費返還を求めず、また住民監査請求の返答は返答取りのしな求の請求する方針だ。



徳山ダム問題で昨年暮れ、土地収用法に基づき事業認定がされた。予定の事務手続きが着実に進められていくだけと言えはそれまでだが、また一步、強制収用が現実のものとなった。

大垣市の反対派市民グループはすでに、認定取り消しを求める訴訟を提起することを決めている。このグループによる土地共有運動もあり、強制収用が避けられるかは難しい状況だ。

（一）これまで徳山ダム建設問題だが、果たしてダムが必要なのか、不要なのか、私には分からないという。計画

ほんとにダムは必要？

が持ち上がった昭和三十年代は、高度経済成長期。水も電力も必要として、しかし、地元を含めた三原一市のうち、名古屋が水利権の一部を返上したことからは、今は当初計画から状況が大きく変化したのは確かだ。

それでも、徳山ダムを必要不可欠な事業として認定したのなら、建設省や公団はもっと明確で説得力のある説明をすべきではないのだろうか。一流域住民の生命財産を守ることは必要だが、その一言で説明しきれぬ問題ではない。地権者だけが、私も含めてすべての人々が納得できる、誠実な説明を期待したい。

（大垣支局・T）

(1 ページより続き)
建設省による「事業認定処分」は、強制収用を前提としたものです。公共性を失った「公共事業」に強権的手段を用いることは、ダム問題に限らず、いろいろ

な「公共事業」に疑問を呈する市民への正面からの攻撃であり、到底容認できません。また旧徳山村民に対して「絶対に強制収用はやらない」と明言（注1）しながら、それを今になって反古にすることを許せば、同様の手口が繰り返されることとなります（注2）。

注1：1971年の徳山村村民大会議事録のコピーを入手しました。当時の建設省中部地方建設局長と岐阜県知事は繰り返し「強制収用はやらない」と明言しています。

注2：現在、岐阜県では東濃地方での「核燃公団の放射能のゴミ問題」で「研究だけであって、処分場にはしない」という確認書をもって、同意を与えようとする地元議会などの動きがあります。既成事実を積み重ねてしまえば、約束などそのうち反古にできる、と考えている手口が透けて見えます。

◎ 行政訴訟原告は50余名です。提訴は3月半ば過ぎですので、共有トラスト参加者で原告になっても良いとお考えの方は、これからでも、委任状をお送り下さい。

◎ 様々な運動を抱えておられる方には、「徳山ダム裁判には関心はあるが、原告になるのは経済的にもきついな」とお考えの方も多いかと存じます。一般会員（年会費2000円）として運動を支えて下さることをお願いいたします。

共有トラストで持って頂いた土地の評価額は、4955平方メートル全体で3000円ほど。皆さんの持分はその88000分の10又は5ですから、評価額そのものが紙1枚の値段にもなりません。ところが、東京方面で「贈与税がかかる可能性があるから申告しろ」という通知があったところが出ました。もしそうしたことがありましたら、事務局の方にお知らせ下さい。

徳山ダムをめぐる地元などの動き (1998年12月以後)

- 12/24 徳山ダム建設事業に事業認定処分
- 12/25(*1) 旧村民、岐阜県に要望書を提出。「見るに忍びないので、一日も早く（村を）沈めてほしい」
- 1/6 岐阜県住民、徳山ダム工業用水の違法支出を監査請求
- 1/16(*2) 公団、徳山ダムの「工法変更」を発表。「イヌワシ、クマタカ生息に配慮」
- 1/18(*1) 「揖斐川流域住民の生命と財産を守る市町村連合」（1市24町村）が岐阜県に要望書。「事業認定されたことは、流域住民として大変に力強い」「今後は土地収用法による法的手段を行使されても、早期解決を図るよう」
- 1/25(*1) 上の1市24町村の水防団長が「徳山ダム早期完成」を要望。
- 2/16(*3) 1999年度岐阜県予算案に「水源転換調査費」750万円を正式計上。

*1 すべて梶原知事直々に応対。報道関係者の中からも「ヤラセがすぎる」との声もあり。
*2 環境庁の指針でも「ダム等の大規模開発を避けること」を保護の第一の策としているが、

無視していながら「配慮して工事を進める」という。工事費を膨らませるための方便？

*3 徳山ダムが計画された頃、大垣を中心とする西濃地域は工業用水の大量汲み上げで、地盤沈下が起こっていました。「地下水保全のために水源転換を」というのは一見説得力があったのです。かくて岐阜県の西濃地方1市13町は、徳山ダムができると「水源転換」、つまりこれまでの水源＝地下水を放棄して、徳山ダムで「開発」した水を揖斐川から取水して水道水源とするという計画が存在しています。

現在、大垣を中心とした繊維工業は衰退の一途をたどり、わざわざ「地下水保全を」といわなくても地下水汲み上げは減少しました。現在地盤沈下は沈静しています。けれど徳山ダムを作りたい人々にとっては、建設費をひねり出すためにも「水源転換」を引っ込めるわけにはいきません。この地域の住民は、住民自身にとっては何の利益もないのに、まずくて危険な水を、高い高いお金を出して飲まされることになってしまいます。

「調査費」が予算化は、「衣の下の鎧」が見えてきた、というべきでしょうか。

会計報告

徳山ダム建設中止を求める会は、これまで、4月～翌年3月の会計年度で会計処理を行ってきましたが、裁判を立ち上げるにあたって、暦年（1月～12月）に変更させて頂きました。前年の会計を報告します。

1999年は、収入として、原告会費、特別会費、一般会費、カンパをあてにしています。一人でも多くの方に、会員（年会費2000円）となって、裁判その他の運動を支えて下さることをお願い申し上げます。（原告会費・特別会費＝月額1000円は一般会員としての年会費を含んでいます）

1998年度（4月から12月）会計報告

前年からの繰越	¥77,638	次年(1999年)への繰越	¥260,923
<内訳> 現金	13,729	<内訳> 現金	11,813
郵便振替	22,580	郵便振替	207,760
銀行預金	41,329	銀行預金	41,350

<現金の動き> 収入計	¥593,821	支出計	¥582,008
前年より	13,729	郵送費	154,070
会費等(郵便振替より)	280,000	他団体へ	41,020
会費等(現金にて)	218,600	会場費	6,920
本などの売上	81,492	本などの購入	13,276
		雑費	23,564
		紙・印刷費	55,238
		司法書士など	287,920

「会費等」にはカンパ及び共有
トラスト参加費を含みます

◇郵便振替は一覧表が出ないので、上のような大雑把な項目分けでご勘弁下さい。

次回 運営委は3月24日（水）午後6時半から 事務局で
変則的な曜日・時間ですので、ご注意を！

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子
郵便振替：00800-7-31632 事務局 大垣市本町2-27
TEL0584-78-4119 FAX0584-82-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp
URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>